

食品安全委員会（第560回会合）議事概要

日 時：平成27年5月12日（火） 14：00～15：28
場 所：食品安全委員会大会議室
出席者：熊谷委員長ほか6名出席
傍聴者：報道16名、行政機関4名、一般9名

議事概要

（1）添加物専門調査会における審議結果について

- ・「過酢酸製剤及び同製剤に含有される物質（過酢酸、1-ヒドロキシエチリデン-1,1-ジホスホン酸、オクタン酸、酢酸、過酸化水素）」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当委員の山添委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書（案）については、意見・情報の募集手続に入ることが了承され、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書（案）への反映を添加物専門調査会に依頼することとなった。

（2）農薬専門調査会における審議結果について

- ・「アミスルブロム」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当委員の三森委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書（案）については、意見・情報の募集手続に入ることが了承され、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書（案）への反映を農薬専門調査会に依頼することとなった。

（3）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・農薬「イソキサフルトール」に係る食品健康影響評価について
- ・農薬「ジエトフェンカルブ」に係る食品健康影響評価について
- ・農薬「テプラロキシジム」に係る食品健康影響評価について
- ・農薬「トリアファモン」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「イソキサフルトールの一日摂取許容量を0.005 mg/kg 体重/日と設定し、急性参照用量は設定する必要がないと判断した。」

「ジエトフェンカルブの一日摂取許容量を0.42 mg/kg 体重/日、急性参照用量を2 mg/kg 体重と設定する。」

「テプラロキシジムの一日摂取許容量を0.05 mg/kg 体重/日、一

般の集団に対する急性参照用量を1.6 mg/kg 体重、妊婦又は妊娠している可能性のある女性に対する急性参照用量を0.4 mg/kg 体重と設定する。」

「トリアファモンの一〇日摂取許容量を0.019 mg/kg 体重/日と設定し、急性参照用量は設定する必要がないと判断した。」との審査結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

- ・動物用医薬品「セフトフルを有効成分とする牛の注射剤（エクセデーC）及びセフトフルを有効成分とする豚の注射剤（エクセデーS）」に係る食品健康影響評価について
- ・動物用医薬品「塩酸セフトフルを有効成分とする牛及び豚の注射剤（エクセネルRTU）」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「本製剤が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。」との審査結果が了承され、リスク管理機関（農林水産省）に通知することとなった。

- ・動物用医薬品・飼料添加物・対象外物質「L-カルニチン」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「L-カルニチンは、動物用医薬品及び飼料添加物として通常使用される限りにおいて、食品に残留することにより人の健康を損なうおそれのないことが明らかである。」との審査結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省及び農林水産省）に通知することとなった。

- ・特定保健用食品「蹴脂茶」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「本食品の関与成分が β_3 アドレナリン受容体刺激作用により有効性を示し、さらに β アドレナリン受容体に対する非特異的刺激作用を有するという申請者の説明を前提とすれば、提出された資料からは本食品の安全性が確認できない。そのため、作用機序及び安全性について科学的に適切な根拠が示されない限りにおいては、本食品の安全性を評価することはできないと判断した。」との審査結果が了承され、リスク管理機関（消費者庁）に通知することとなった。